

うしなすと。

13) 教婦の技術多指導と此の止メ女工の監督兼整所
業ヲ之出エキト。

14) 製織機率の増進の因ハ糊付原料の提供ニ
在リ。

15) 酒井教婦の受持初より変更スル。

16) 製織の其の種類に依り著しノ難易ハ以テ其直
特換セシムコト

17) 掃機ノ故障ニ甚ク製織ノ缺點ニ対シテ工位ヲ減
縮セサント。

18) 漬貝作業者女工の対シテ出勤時日留ヲ多少緩和ス
ルヲ

19) 健康保衛法ヲ實施シ依リ女工ノ出勤増加セシムヲ
ルヲ

19) 健康保衛法ヲ實施シ依リ女工ノ出勤増加セシムヲ
ルヲ

一 事業内容の概観

事業内容の概観
工場に於ける労働者の生活改善の事業

1) 二月二十七日に於て左ノ要約多ク工場監督顧問行
一部に即刻之ヲ推定セシメ女工側曰ヨシイ升三九の登

二十五日再び支配人伊藤様母邊に會見同一要約ヲ提示セ
シムルに支配人の女工要求中三重役會の議ヲ經テ事業

改良工場規律上全然改善之難キ事尠少カク又今直
チ之要約に依リ之ヲ會見シテ之ヲ經リタルカ之カ為女

工側の痛ク工場主ノ態度ノ横リ百十名中八十一名ハ
三月二十六日一部份改善ト出テタリ

2) 三月二十六日定刻に於て依り出動セシメ同業者ヲ継続セ
ル為工場側リキ處留山山市内及隣接町村居住ノ

父兄ヲ招集シ女工ノ鎮撫セシムト同時ニ左日午後四時